

青森県果報

第二千五十二号

平成十四年七月二十六日(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定.....	(健康福祉課)	一
右 同.....	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出.....	(同)	二
保安林の指定解除予定.....	(林政課)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....	(文化・スポーツ振興課)	三
土地改良区の定款変更の認可.....	(農村整備課)	三
換地計画の決定.....	(同)	三
右 同.....	(同)	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任.....	(農林水産事務所)	四
公安委員会		
型式の検定適合遊技機.....	(生活安全課)	五
雑 報		
平成十三年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十四年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領.....	(新産業都市建設事業団)	五

告 示

示

青森県告示第三百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人十和田市労働福祉会館	十和田市西十二番町二二一	ヘルパーステイションわかば	十和田市西十二番町二の二一	平成 一四・七 五
有限会社大永工務店	八戸市諏訪二丁目一四〇	有限会社大永工務店	八戸市諏訪二丁目一四の二〇	一四・六 五
有限会社サニード	八戸市柏崎三丁目一三三	有限会社サニード	八戸市柏崎三丁目一三三	一四・五 一

青森県告示第三百六十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡横浜町字向平八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林を解除しようとする理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年七月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十四年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウィメンズネット

三 代表者の氏名

横内 佳子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字小柳字朽葉三九の二三

五 従たる事務所の所在地

青森市古川一丁目一六の七

六 定款に記載された目的

この法人は、女性が抱えるあらゆる問題の解決を目指し、社会の全領域における女性の参加と真の平等を獲得することにより、差別と偏見及び暴力のない社会の形成に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を平成十四年七月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、戸沢地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年七月二十九日から同年八月二十三日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、第2東通地区の県営土地改良事業に係る新橋工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年七月二十九日から同年八月二十三日まで

三 縦覧の場所

東通村役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年七月二十六日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	清川 長一	八戸市大字尻内町字前明戸四	平成十四年七月二十六日
馬渡 欽作	馬渡 欽作	八戸市大字尻内町字前明戸四 字矢沢七六の一	平成十四年七月二十六日

理 事	監 事	小向 信一	字張田四の八	一四・五三退任
上野 良吉	小笠原武治	佐藤 幸雄	大字櫛引字櫛引六八	
佐藤 幸雄	藤吉郎	田端 隆信	大字尻内町字田端一四	
上野 豊治	三浦 松藏	三浦 松藏	字矢沢四一	
原 景二	岩沢 安則	岩沢 安則	大字櫛引字一日市二三	
河目 薫	山本勸之丞	山本勸之丞	大字尻内町字大仏一三の一	
馬渡 欽作	嶋森 一志	嶋森 一志	大字豊崎町字下永福寺三一の一	
河目 薫	山本勸之丞	山本勸之丞	字大仏一三の一	
嶋森 一志	小向 信一	小向 信一	字張田四の八	
山本勸之丞	清川 長一	清川 長一	大字尻内町字前明戸四	
小向 信一	岩沢 安則	岩沢 安則	大字櫛引字一日市二三	
清川 長一	田端 隆信	田端 隆信	字田端一四	
嶋森 一志	三浦 松藏	三浦 松藏	大字尻内町字矢沢四一	
山本勸之丞	藤吉郎	藤吉郎	大字尻内町字矢沢四一	
小向 信一	小笠原武治	小笠原武治	大字櫛引字鳥沢二七	
清川 長一	中村 辰蔵	中村 辰蔵	大字豊崎町字下永福寺三三	
岩沢 安則	三浦 正純	三浦 正純	字一日市九二	
田端 隆信	寺澤 富治	寺澤 富治	大字櫛引字上明戸八七の四	
三浦 松藏	笹渡 忠不	笹渡 忠不	字張田五三の一	
藤吉郎	上野 良吉	上野 良吉	字張田五三の一	
小笠原武治	上野 豊治	上野 豊治	大字尻内町字正法寺五の二	
藤吉郎	原 景二	原 景二	大字田面木字長者森四の二	
三浦 松藏	河目 薫	河目 薫	大字尻内町字三條目九の四	
田端 隆信	嶋森 一志	嶋森 一志	大字田面木字長者森四の二	
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞	大字豊崎町字下永福寺三一の一	
岩沢 安則	山本勸之丞	山本勸之丞	大字尻内町字大仏一三の一	
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則	大字櫛引字一日市二三	
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏	字矢沢四一	
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則	大字櫛引字一日市二三	
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞	大字尻内町字正法寺五の二	
三浦 松藏	嶋森 一志	嶋森 一志	大字櫛引字櫛引六八	
田端 隆信	河目 薫	河目 薫	大字尻内町字正法寺九四	
三浦 松藏	馬渡 欽作	馬渡 欽作		
藤吉郎	河目 薫	河目 薫		
小笠原武治	原 景二	原 景二		
藤吉郎	上野 豊治	上野 豊治		
三浦 松藏	佐藤 幸雄	佐藤 幸雄		
田端 隆信	上野 良吉	上野 良吉		
三浦 松藏	上野 豊治	上野 豊治		
岩沢 安則	原 景二	原 景二		
三浦 松藏	河目 薫	河目 薫		
藤吉郎	馬渡 欽作	馬渡 欽作		
小笠原武治	河目 薫	河目 薫		
藤吉郎	嶋森 一志	嶋森 一志		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	小向 信一	小向 信一		
三浦 松藏	清川 長一	清川 長一		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	田端 隆信	田端 隆信		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	藤吉郎	藤吉郎		
田端 隆信	小笠原武治	小笠原武治		
三浦 松藏	中村 辰蔵	中村 辰蔵		
岩沢 安則	三浦 正純	三浦 正純		
三浦 松藏	寺澤 富治	寺澤 富治		
藤吉郎	笹渡 忠不	笹渡 忠不		
小笠原武治	上野 良吉	上野 良吉		
藤吉郎	上野 豊治	上野 豊治		
三浦 松藏	原 景二	原 景二		
田端 隆信	河目 薫	河目 薫		
三浦 松藏	嶋森 一志	嶋森 一志		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	三浦 松藏	三浦 松藏		
小笠原武治	岩沢 安則	岩沢 安則		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	山本勸之丞	山本勸之丞		
田端 隆信	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
岩沢 安則	岩沢 安則	岩沢 安則		
三浦 松藏	三浦 松藏	三浦 松藏		
藤吉郎	岩沢 安則	岩沢 安則		
小笠原武治	山本勸之丞	山本勸之丞		
藤吉郎	山本勸之丞	山本勸之丞		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
田端 隆信	三浦 松藏	三浦 松藏		
三浦 松藏	岩沢 安則	岩沢 安則		
岩沢 安則	三浦 松藏			

監事	上村 義美	字根岸一の二
三浦 正純	大字 榊引字一日市九二	
中村 辰蔵	大字 豊崎町字下永福寺三三	
小笠原武治	大字 尻内町字尻内五六	

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRお江戸でこじやるM	株式会社ニユーギン
”	CRワニざんす	”
回胴式遊技機	ジュエルマジック2	株式会社北電子
”	ゲッコウカメン	”
”	スーパージャックポットV	岡崎産業株式会社
”	ポップンタップン	株式会社パイオニア

”	アパッチA	”
”	スーパージンゴ	ベルコ株式会社
”	スーパージンゴ・30	”

雑 報

青森県事業団公告第四号

平成十四年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百五十五回定例会の議を経た平成十三年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十四年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び同法第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十四年七月二十六日

青森県新産業都市建設事業団 理事長 木 村 守 男

平成13年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
1 分負担金及び金	1 負担金	14,138,000	14,138,000	14,138,000	0	0	0	
		円	円	円	円	円	円	
2 財産収入	1 財産運用収入	79,000	79,139	79,139	0	0	139	
		円	円	円	円	円	円	
3 繰入金	1 繰入金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	0	
		円	円	円	円	円	円	
4 繰越金	1 繰越金	13,126,000	13,126,782	13,126,782	0	0	782	
		円	円	円	円	円	円	
5 諸収入	1 雑入	30,856,000	30,856,612	30,856,612	0	0	612	
		円	円	円	円	円	円	
		2 預金利子	6,000	6,612	6,612	0	0	612
		円	円	円	円	円	円	
歳入	3 会館管理収入	30,850,000	30,850,000	30,850,000	0	0	0	
		円	円	円	円	円	円	
歳入	合計	61,199,000	61,200,533	61,200,533	0	0	1,533	

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事業団費		61,199,000 円	45,815,838 円	0 円	15,383,162 円	15,383,162 円
	1 事業団運営費	61,199,000	45,815,838	0	15,383,162	15,383,162
歳 出	合 計	61,199,000	45,815,838	0	15,383,162	15,383,162

平成13年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 事業収入		21,982,000 円	21,988,169 円	21,988,169 円	0 円	0 円	6,169 円
	1 臨海収入	14,527,000	14,529,527	14,529,527	0	0	2,527
	2 市川収入	7,453,000	7,454,866	7,454,866	0	0	1,866
	3 百石収入	2,000	3,776	3,776	0	0	1,776
歳 入	合 計	21,982,000	21,988,169	21,988,169	0	0	6,169

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出		21,982,000 円	21,381,535 円	0 円	600,465 円	600,465 円
	1 臨海事業費	14,527,000	14,313,490	0	213,510	213,510
	2 市川事業費	7,453,000	7,068,045	0	384,955	384,955
	3 百石事業費	2,000	0	0	2,000	2,000
歳出	合計	21,982,000	21,381,535	0	600,465	600,465

平成14年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計
補正予算 (第1号)

平成14年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 117	千円 118
	1 財産運用収入	1	117	118
3 繰入金		9,932	△6,932	3,000
	1 繰入金	9,932	△6,932	3,000
4 繰越金		1	15,383	15,384
	1 繰越金	1	15,383	15,384
歳入合計		52,911	8,568	61,479

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 52,911	千円 8,568	千円 61,479
	1 事業団運営費	52,911	8,568	61,479
歳出合計		52,911	8,568	61,479

平成14年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計
補正予算 (第1号)

平成14年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 21,613	千円 625	千円 22,238
	1 臨海収入	14,445	240	14,685
	2 市川収入	7,166	385	7,551
歳入合計		21,613	625	22,238

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 21,613	千円 625	千円 22,238
	1 臨海事業費	14,445	240	14,685
	2 市川事業費	7,166	385	7,551
歳出合計		21,613	625	22,238

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭